

井坂しんや県議（横須賀市選出）の代表質問と答弁

* 一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

【1】 県の財政運営について

- (1) 消費税の増税が県民生活に及ぼす影響について
- (2) 消費税の増税が県財政に及ぼす影響について
- (3) 臨時財政対策債の償還方法の見直しについて

【2】 県の財政運営を住民の要望実現のために変えることについて

- (1) 医療費助成制度の拡充について
- (2) 国民健康保険料の引下げについて
 - ア) 国に対して公費負担の増額を求めることについて
 - イ) 均等割と平等割について
- (3) 藤沢市村岡地区への新駅の誘致をやめることについて

【3】 県民の命にかかわる水道事業について

- (1) 広域化について
- (2) コンセッション方式の課題と導入を促進しないことについて

【4】 米軍人・軍属などによる薬物事件への対応について



【1】 県の財政運営について

(1) 消費税の増税が県民生活に及ぼす影響について

井坂議員：質問の第1は県の財政運営についてです。まず、消費税の増税が県民生活に及ぼす影響についてです。

昨年、10月に安倍首相は、賃金上昇などを「景気回復」の根拠にして消費税率の10%への引き上げを発表しました。名目賃金の上昇はあるにせよ、景気の回復や生活が楽になったという声は聞くことがありません。とりわけ、今年になって発覚した厚労省の毎月勤労統計調査の不正によって、景気が良くなっているとは到底言えない状況が明らかになっています。

厚労省が毎月勤労統計調査を「下方修正」した数値によれば、現金給与総額の前年同月比の伸び率が2018年1月から11月までの全ての月でこれまでの公表値を下回りました。また、物価の上昇を差し引いた実質賃金では、2018年1月から11月までの期間で、9月を除く全ての月で低下していたと推測され、結局のところ、昨年1年間を通して実質賃金が下がっていたと考えられます。さらに、政府が公表している2013年から2018年までの平均実質賃金の推移をみても、年額で10万円以上も下落している状況です。

また、安倍政権が実施した2014年4月からの消費税率の5%から8%への引き上げは、消費を大きく後退させ、いまま消費が回復しているとは言えません。総務省の家計調査によると、2人以上世帯の実質家計消費支出は2013年の平均は約364万円、2018年の平均は約339万円となっており、25万円も下落している状況です。

このような中で、生活保護世帯では昨年10月から生活保護費の引き下げが行われ、年金については2017年に0.1%の支給額の引き下げがあり、ここ3年間を見ても年金は増えていません。一方で介護保険料は引き上げられ、さらに、食料品も値上げが相次ぐ状況です。

そこで知事に伺います。このような経済状況の中で消費税を増税すれば、県民生活はますます厳しい状況に追い込まれると思いますが、知事はどのようにお考えか、見解を伺います。

黒岩知事：井坂議員のご質問に順次お答えしてまいります。初めに、県の財政運営について何点かお尋ねがありました。まず、消費税の増税が県民生活に及ぼす影響についてです。

消費税率の引き上げにあたっては、低所得者の負担に配慮する観点から食料品などに対する軽減税率が導入されます。また、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付き商品券の発行やキャッシュレス決済の際のポイント還元、住宅ローン減税の拡充などの負担緩和策も予定されています。これらの対策が着実に実施されることによって、県民生活への影響は相当程度緩和されるものと認識しています。

なお、消費税率の引き上げは社会保障の充実による国民生活の支援のために実施されるものでありますので、県民生活への影響については、こうした税収活用の効果も含めて評価されるべきと考えております。

(2) 消費税の増税が県財政に及ぼす影響について

井坂議員：次に、消費税の増税が県財政に及ぼす影響について伺います。

消費税の増税は県民生活だけでなく、県財政にとっても影響があることは間違いありません。今議会にも条例提案されていますが、県の様々な使用料や手数料についても増税に合わせて料金の引き上げが予定されており、その数は約 2000 件の改定となるということです。そのほかに外税方式となっているため条例改正はないようですが、水道料金では 2% の増税で約 9 億 4800 万円の県民負担が増えると推計されています。

また、2016 年第 3 回定例会の決算審議の際、2015 年度の神奈川県として支払った消費税額は 138 億円と推計でき、その内 52 億円が 8% になったことによる増税分と見込まれるとの答弁でした。

そして、増税分については地方交付税に算定されるとの答弁でしたが、交付税については複雑な計算方法が設定されており、実際どれだけ増額されたのかについては、その根拠が示されているとは言えません。

そこで知事に伺います。このような状況を踏まえると、消費税の増税が公共料金においても県民の負担となると同時に、県財政にもマイナスの影響を及ぼすと考えられますが、知事の見解を伺います。

また、消費税の増税は、県民生活にとっても県の財政にとってもマイナスの影響を及ぼすと考えますので、消費税の増税に反対すべきと思いますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、消費税の増税が県財政に及ぼす影響についてです。

消費税は物を購入したりサービスの提供を受ける消費者が、最終的に税を負担する仕組みとなっています。県財政の影響については国では、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方交付税の算定において、税率引き上げに伴う歳入の増と歳出の増両方を算入することとしていることから、影響はないものと考えています。

次に、消費税率の引き上げの賛否についてです。

消費税率の引き上げは年金、医療、介護の社会保障給付と少子化対策に充てるために行われるものであり、既に関連法案が国会で可決され、本年 10 月から実施される予定となっています。将来にわたって社会保障の安定財源を確保し財政の健全化を図っていくために消費税率の引き上げは必要不可欠でありますので、税率の引き上げに反対する考えは持っていません。

(3) 臨時財政対策債の償還方法の見直しについて

井坂議員：次に、臨時財政対策債の償還方法の見直しについてです。

昨年10月の予算編成時に600億円の財源不足と県は発表していますが、この数年の財政運営は順調に推移しています。財政調整基金は2015年度まで増え、2016年、2017年度は減少しましたが、現在は556億円以上確保しており、また、県債管理基金の一般会計分は508億円と、2017年度当初予算では取り崩す予定が取り崩さなくてもすむ状況となっています。また、プライマリーバランスは計画よりも早期に改善されるという状況です。

しかし、こういう状況でありながら、県は財政難を理由に県民からの要望に応えられないという姿勢を示すことが多々あります。私は、もっと財政を県民の要望を実現するために使うことが大切だと考えています。

そういった中で、昨年の第3回定例会の決算特別委員会では、臨時財政対策債の償還方法の見直しについて質問をさせていただきました。ご存知の通り、臨時財政対策債の償還については、国が地方交付税の基準財政需要額でその財源措置をするとのことで、理論上は全額国が財源措置をする仕組みとなっています。

2017年度一般会計決算の段階で国が示した臨時財政対策債の償還に充当するための基準財政需要額は約1081億円とされていますが、実際の償還額として県債管理基金に積み増しされた額は約1260億円となっており、約178億円も多くなっています。多く償還している理由としては、1992年に総務省からいただいた「市場公募地方債に係る満期一括償還方式の導入について」という通知に基づいて償還方法をとっているとのことです。

しかし、1992年ということは臨時財政対策債の制度が始まる前であり、この間、地方自治制度も大幅に変更され、自治体の裁量が拡大された点を考慮しても、臨時財政対策債の償還方法については国の財源措置と同額にすることで十分であると考えます。

この5年間だけでも約1061億円以上も多く償還しており、本来、一般の施策や事業に使えるお金を県債の早期償還に多く充てていたこととなります。

そこで知事に伺います。現在の臨時財政対策債の償還方法を見直し、国の財源措置と同額にするべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、臨時財政対策債の償還方法の見直しについてです。

本県では臨時財政対策債などの県債の償還について、主に元本を満期時に一括して返済する満期一括償還方式を採用しています。この方式では満期時に多くの資金が必要となるため、国の通知に基づき一括償還に備え、元金相当額を計画的に県債管理基金に積み立てています。

一方、地方交付税の算定においては、これとは異なるルールで各年度の償還額が計算されています。このため、年度ごとにみると臨時財政対策債の償還額が地方交付税の算定額より多いときもあれば少ないときもありますが、最終的に総額は一致する仕組みとなっています。

しかし、年度ごとの償還額と地方交付税の算定額との乖離は小さい方が望ましいため、今後、他の自治体の対応も参考にしながら、どのように償還していくのがよいのか検討していきたいと考えています。

【2】県の財政運営を住民の要望実現のために変えることについて

(1) 医療費助成制度の拡充について

井坂議員：質問の第2は、県の財政運営を住民の要望実現のために変えることについてで

す。まず、医療費助成制度の拡充についてです。

小児医療費や重度障がい者医療費、ひとり親医療費助成制度に対する県の財政支援の拡充をこれまでも私たちは取り上げてきました。

小児医療費助成制度で見ると県内の市町村は、県が 2008 年度に対象年齢を就学前までとし一部負担金を導入した制度変更の後も、市町村の負担で小児医療費助成制度の対象年齢の引き上げを行ってきました。

2018 年度の県内各市町村の対象年齢は、小学校 6 年生まで 9 市町、中学校 3 年生までが 24 市町村となり、一部負担金を導入しないで頑張っているのは 29 市町村、一部負担金を徴収しているのは横浜、川崎、相模原市の 3 政令市と茅ヶ崎市のみとなっています。どの市町村も財政が厳しい中、子育て支援を充実させるために頑張っている姿が見られます。

重度障がい者医療費助成制度でいえば、県が 2008 年以降に 65 歳以上の新規の重度障がい者を対象からはずし、所得制限を設け、一部負担金の徴収を打ち出した後でも、市町村はできるだけ住民負担にならないように頑張っています。それでも徐々に年齢制限を導入する市町村が増え、2018 年度では 21 市町が年齢制限を導入しているという状況になっています。

この制度変更の影響は大きく、制度改定前の 2007 年度は県の補助額が 72 億円だったものが、2017 年度決算では約 50 億円と大幅に減っている現状であり、制度の縮小により市町村と障がい者に大きな負担を与えていることが明らかです。

このような中、市長会や町村会からは小児医療費、重度障がい者医療費、ひとり親医療費助成制度の拡充を求める要望が毎年のように出され、2019 年度の予算に関する要望書でも、小児医療費と重度障がい者医療費助成については重点要望として県に出されています。県は市町村と一緒に、住民の要望に応えるべきです。

そこで知事に伺います。県として小児医療費、重度障がい者医療費、ひとり親医療費助成制度について、一部負担金や所得制限をなくすこと、重度障がい者医療費助成制度の年齢制限をなくすこと、小児医療費助成制度の対象年齢を拡充することなど、制度を拡充すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、県の財政運営を住民の要望実現のために変えることについてお尋ねがありました。まず、医療費助成制度の拡充についてです。

はじめに、重度障がい者医療費助成制度についてです。平成 24 年度に精神障害者 1 級の方の通院を補助対象に追加したところですが、さらなる拡充については引き続き市町村と協議していきます。

次に、小児医療費助成ですが、通院は補助対象年齢を病気にかかりやすく病状が急変しやすい小学校就学前としています。全国でも平成 30 年 4 月現在、6 割以上の 28 道府県が補助対象年齢を本県と同様またはそれ以下としており、全国的に見て遅れているとは考えていません。

また、ひとり親家庭等医療費助成については、平成 30 年 4 月現在、全都道府県が所得制限を、6 割以上の 31 都道府県が本県と同様に一部負担金を設けています。したがって制度の見直しは考えていません。

県としては、医療費助成制度は本来国の社会保障制度の中に位置付けられるべきものと考えていますので、全国統一の制度とするよう、継続して国に要望してまいります。

<再質問>

井坂議員：知事から答弁いただきましたので、再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

医療費助成制度の拡充についてですが、制度の拡充については考えていない、ということです。小児医療費助成制度でいえば、先ほども話しましたが県内の自治体、制度を充実させてきていると、そういった努力をする中で県と一緒に始めた制度だからこそ、県に財政支援を毎年のように要望しているんだと私は思います。

重度障がい者医療費助成制度でいえば、この間障がい者の権利条約を日本も批准して、障がい者への合理的配慮がこれまで以上に求められています。そういった中で市長会や町村会からも要望が出されていると。それから 1972 年に、この制度は県が全額補助で始めた制度です。だからこそ、こういうふうに要望が出されているというふうに思うんですね。

前回の、この医療費助成制度の検討会からも 10 年以上が経っているということと考えたら、やはりこういう要望にしっかりと応えて、そして制度を拡充するべきだと思います。少なくともですね、やはりこういう制度の拡充についてやっぱり市町村から要望があるので、市町村と協議をしてみるという、こういう姿勢が大事なんではないかと思うんですが、その点についてどうお考えか再度聞かせていただきたいと思います。

黒岩知事：それでは、3 点再質問にお答えさせていただきます。

まず、医療費助成制度についてでありますけれども、県と市町村とで課題を共有する場を設け、毎年会議を開催しております。今後も引き続き市町村と意見交換してまいりたいと考えています。

(2) 国民健康保険料の引下げについて

ア) 国に対して公費負担の増額を求めることについて

井坂議員：次に、国民健康保険料の引き下げについて伺います。まず、国に対して公費負担の増額を求めることについてです。

昨年 4 月から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村でもさまざまな影響が出ています。そのもっとも大きいものが保険料です。県内各市町村の保険料を見ますと、保険料が上がったのは 33 市町村中 11 市町、下がったのは 10 市町、据え置きとなったのが 12 市町村でした。県内全体でみると一人当たり保険料は約 2% の引き上げという状況になっています。

国は、都道府県化にあたり 3400 億円の国庫補助の増額をしたとしていますが、一人あたりの保険料が高くなっている現状です。

国民健康保険は年金や非正規労働者などの低所得者が多い中で、国保加入者の一人あたりの平均保険料は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍という水準です。

県内の市町村の保険料で比較すると、年収 400 万円の 30 代の夫婦と子ども 2 人の世帯で比較すると、一番国保料が低い清川村でも協会けんぽの約 1.4 倍、一番国保料が高い三浦市では約 2 倍となっています。

全国知事会などの地方団体も、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

そして全国知事会は、国保料を「協会けんぽの保険料並み」に引き下げるためには「1 兆円の公費負担増」が必要と訴えています。

そこで知事に伺います。国保料の引き下げのために、改めて国に対して公費負担の増額を強く求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、国民健康保険の保険料の引下げについてお尋ねがありました。まず、国に対して公費負担の増額を求めることについてです。

国民健康保険は加入者に年金生活者や非正規雇用者が多い中、年齢構成が高く医療費水準が高いことなどから、厳しい財政運営となっています。そこで国は平成30年度の制度改革に際し、国民健康保険の財政基盤を強化するため、毎年3400億円の財政支援の拡充を行うことにしました。

しかし、こうした対策が実施されても、他の公的医療保険制度に比べて収入に対する保険料の水準が高いという国民健康保険の課題は解消されていません。そのため県では、国に対し加入者の負担の能力に応じた保険料の水準となるよう、財政支援策を確実に講じることを求めているところです。

県としては、持続可能な国民健康保険制度を構築していくための安定した財政基盤を国の責任において確立するよう、引き続き働きかけを行っていく必要があると考えています。

イ) 均等割と平等割について

井坂議員：次に、均等割と平等割についてです。

国保料が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因は、国保にしかない「均等割」「平等割」という保険料算定です。「均等割」は法律で徴収が義務づけられていますが、所得がなくとも世帯の人数によって算定されるため、低所得者や家族が多い世帯に重い負担となる最大の要因です。

県内の市町村の保険料算定から均等割、平等割をなくすと、市町村によってばらつきはありますが、ほぼ協会けんぽの保険料水準と同レベルになります。

私たちは、国民健康保険が社会保障制度であるという点から、所得の低い人でも安心して医療が受けられるように、保険料の引き下げが重要だと思います。とりわけ、所得に関係なく世帯の人数によって賦課される均等割、各世帯に定額でかかる平等割は、廃止するべきと考えます。

そこで知事に伺います。県として国に均等割、平等割の廃止を求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。また、均等割により子どもが増えると保険料が引き上げられるというのでは、子育て支援に逆行すると思いますが、知事の見解を伺います。そして、当分の間、県独自の均等割、平等割の減免対策を市町村と協調して進めることが必要と考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、均等割と平等割についてです。

国民健康保険制度は、医療費などの支払いに要する費用を加入者の保険料と国・都道府県・市町村からの負担金等によって賄っています。そうした中、国民健康保険の加入者は年金生活者や非正規雇用者などが多く、その所得形態が様々であり、保険料について所得に応じた負担を多く求めることは難しい状況です。

このため、国民健康保険制度を安定的に維持していくためには、加入者の所得等に応じて負担を求める所得割、資産割に加えて、すべての加入者や世帯に一定の負担を求める均等割、平等割が必要だと考えています。

しかしながら、所得が低い方への配慮は必要であり、市町村では均等割等の負担軽減措置を行っています。また、子どもの均等割については子育て世帯の負担軽減の観点から、国に対して軽減措置の導入を要望しています。

なお、均等割・平等割の減免対策については、他の公的医療保険制度に比べ収入に対する保険料の負担が高いという国民健康保険制度の課題解消の一環として、財源負担も含め国の責任において行うべきものと考えています。

<再質問>

井坂議員：国民健康保険の均等割の廃止についてですが、子育て支援という観点でも私聞きましたけれども、子どもの均等割を軽減する自治体というのは全国では少しずつ増えています。

仙台市や東京都の清瀬市、埼玉県のみどり野市などでもこのように増えてきていて、こういう事例をしっかりと研究して県内の市町村と協調して、まずは均等割について軽減措置、特に子どもの均等割について軽減措置などの対応をやはり検討することが必要だというふうに思いますので、市町村とぜひこの点も協議していただきたいというふうに思いますので、どうか聞かせてください。

黒岩知事：それから子どもの均等割保険料についてでありますけれども、県ではこの子どもの均等割について、子育て世帯への負担軽減の観点から国に対して軽減措置の導入を要望しておりまして、これは国の責任において実施すべきものと考えております。

(3) 藤沢市村岡地区への新駅の誘致をやめることについて

井坂議員：次に、藤沢市村岡地区への新駅の誘致をやめることについてです。

昨年知事は藤沢市と鎌倉市と一緒に、藤沢市村岡地区の武田薬品工業の前に東海道線の新駅を設置要望することを発表しました。また、知事は新駅を戦略的新駅と位置づけ、その周辺地域を「再生医療、未病の新しい拠点にする」とし、新駅の設置と一体で区画整理事業などを進める鎌倉市深沢地区を企業や研究所の受け入れ地域とする構想を示しました。

この構想は、昨年知事が武田薬品工業と覚書を交わしてヘルスイノベーションセンターの開設と、研究所を外部に開放し 200 社を誘致することと関連しており、まさに新駅設置が県の政策誘導で進められていることの表れだと思えます。

もともと新駅設置は、武田薬品工業を誘致する際の条件に入っていましたが、武田薬品工業がアメリカへの研究機関の移転などでこの場所で働く研究員は激減するなど、必要性も薄くなっていました。しかし、それ以上に新駅設置が進まなかったのは、新駅の誘致や大きな開発・まちづくりについて、多くの藤沢市民や鎌倉市民からの疑問の声が挙げられていたことがあると思えます。

そもそも、大船駅と藤沢駅は 4 分間の走行時間であり、2 分で到着するような駅を新たに設置する必要があるのか。この地域は柏尾川の浸水想定区域であり、行政機関や集客施設を集めることが災害対策として適切なのか。さらに、新駅設置のための費用は JR の試算でも 160 億円以上となっており、県の負担はその 3 割。それ以外の費用は両市の負担。また、一体で進めるまちづくりにかかる多額な費用をかける必要があるのか、などの疑問と計画の中止を求める声が根強くあります。

そこで知事に伺います。私は、このような大型開発を誘導するような県の姿勢は改める必要があると思えますし、財政が厳しいと言っておきながら、不要不急の開発を促進するのは財政の優先度から言っても改めるべきと考えますので、村岡地区に新駅を誘致することはやめるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、藤沢市村岡地区への新駅の誘致についてです。

藤沢市村岡、鎌倉市深沢の両地区一帯のまちづくりと東海道線の新駅設置により、交通利便性が高く都市機能が集積された拠点を形成することは、持続可能な県土づくりのために重要な取り組みであると認識しています。また、村岡地区に隣接する武田薬品工業と連携したヘルスケア分野の産業創出などを通じて、このまちづくりと新駅設置の効果を高めていきたいと考えています。

このような認識のもと、県と両市で協議を重ねた結果、昨年12月にまちづくりと新駅の実現に向けた基本事項に合意し、新駅設置の協議会を設立しました。今年1月には協議会の会長である私が両市長とともに、JR東日本の社長に直接新駅設置の要望を行い、社長から「しっかりと対応させていただきたい」との前向きなコメントをいただきました。

今後、県は持続可能な県土づくりのため藤沢市鎌倉市と連携し、またJR東日本の協力を得ながら、村岡深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けてしっかりと取り組んでいくべきものと考えています。

【3】 県民の命にかかわる水道事業について

(1) 広域化について

井坂議員：質問の第3は、県民の命にかかわる水道事業についてです。まず、広域化についてです。

昨年末の臨時国会で、政府は水需要の減少や水道施設の老朽化、耐震化の遅れ、水道事業に携わる職員の大幅な減少などを理由に、水道法を改めてコンセッション方式の導入と基盤強化策としての広域化などの推進を決めました。

しかし、水道事業の現在の課題は自然現象としておきたのではなく、国が中心となって行ってきた過剰な水需要予測に基づく過大な施設整備を進めた結果、財政状況が悪くなり、必要な施設の更新や職員の確保ができなかった点にあると私たちは考えます。

企業庁の水道事業では1994年に一日平均水量がピークを迎え、給水量が減少傾向になっていたにもかかわらず、2002年まで第9次拡張工事を進め給水能力の増を図るなど、過剰な水需要予測に基づく事業拡張が進められてきました。

県内の他の水道事業者でも同じような傾向が見受けられ、過大な施設整備が現在の水道事業に大きな影響を与えています。このような過去の反省もないままに水道事業の現状を説明することは、到底納得がいくものではありません。

こういった背景の中で、国は水道の広域化、民営化を進めようとしています。

とりわけ、夏ごろに国が発表する基盤強化方針に基づいて県が基盤強化計画を立てることができるとなっており、県が広域化・民営化の推進を担うことが見込まれます。

広域化については、神奈川県はすでに県西地域の2市8町で検討会を設けて3年間にわたり論議を進めてきました。県は、その検討会で箱根水道パートナーズへの包括委託を紹介するなど、当初2市8町の包括的な業務委託を考えていたように思います。

しかし、各市町の水道事業には、それぞれの料金体系やその地域の水源、地理的条件の違いなどがあり、各市町の担当者からの意見で包括的な業務委託ではなく、共同で行えるものがあるかどうかを検討する方向に変わらざるを得なくなったように見受けられます。

各自治体の水道事業が抱えている課題には違いがあるため、技術支援や人材確保、人員体制の強化のための支援など、県としては個々の課題に即した個別の支援策を講じるという基本姿勢を持って臨むことが必要だと思えます。

そこで知事に伺います。今後、国がどのような基盤強化方針を出すかはわかりませんが、水道の基盤強化を図るためには県として水道事業者に一方向的に広域化を押し付けるべきではないと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、県民の命に関わる水道事業についてお尋ねがありました。まず、広域化についてです。

今後、給水人口の減少や施設の老朽化などにより水道事業を取り巻く環境は一層厳しく

なるものと見込まれており、水道事業の基盤強化が求められています。

広域連携の取り組みはそのための有効な方策と考えており、特に中小規模事業者の多い県西地域において、平成 28 年 3 月に広域化に向けた検討会を設置し検討を進めています。その中で、県は水道事業者に広域化を一方的に押し付けるのではなく、それぞれの意向を丁寧に確認し検討を深めてきました。

そうした中、昨年 12 月に都道府県を水道事業の広域連携の推進役とする水道法の改正が行われました。そこで、今後も水道事業者の意向を十分に確認しながら広域化の検討を進め、持続可能な水道事業の実現に向け広域自治体としての役割を果たしてまいります。

(2) コンセッション方式の課題と導入を促進しないことについて

次に、コンセッション方式の課題と導入を促進しないことについて伺います。

このことに関連して、先行会派の質問で県営水道にコンセッション方式を導入しないとの知事からの答弁があったことは大切なことであると受け止めています。また、私は別の観点から別の点についてコンセッション方式について伺いますので、宜しくお願いいたします。

水道法の見直しでは、PFI 法を活用したコンセッション方式の導入が盛り込まれました。これまで、水道事業を民営化するためには、地方自治体が水道事業の運営権を放棄することが必要でしたが、それではハードルが高かったため、官民連携の選択肢を広げるとして、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持したまま、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設しました。

政府はこのことにより、議会の関与があることや水道事業の最終責任はあくまでも地方公共団体であるとしていますが、果たしてこれで本当に課題が解決されるのでしょうか。

この間、コンセッション方式の導入を検討している宮城県では、多くの問題が指摘されています。宮城県の検討に対して、仙台市の市長は「モニタリングをどのようにするのか、人材育成・確保ということについてどうするのか、また災害が起こった時の人材不足やノウハウの低下をどのように行政として補えるのか、それから経営難になった場合どのように円滑に事業を引き継いでいくことができるのか等々も含め、やはりいろいろと課題があるのではないかと、コンセッション方式の問題点を端的に述べています。

本県では、箱根町の県営水道を民間に包括委託しています。平成 31 年 4 月からの 5 年間、再び箱根水道パートナーズに包括委託することですが、私とその選定過程の資料を求めたところ、事業者の提案内容と議事録の一部が非公開であるとのことでした。

これでは議会や住民が提案内容をチェックできないだけでなく、その後の運営が適正に行われているかをチェックできなくなってしまいます。

フランスのパリでは、水道事業を民営化した後、事業者が非常に高額な役員報酬を支払っていたり、経費削減のために水質の悪化を招いたことなどの運営状況を行政もなかなか把握できなかったため、大きな問題となり、再公営化せざるを得なくなっています。

また、人材の育成と確保という点でも、コンセッション方式を導入することは大きな課題となります。

本県の水道ビジョンでは、職員教育の充実として「水道にかかる業務は多岐にわたり、水道事業に携わる職員には、幅広い専門的知識や技能を要求される」と述べ、「経験の浅い職員を対象とした研修の充実を図るとともに、職員数や人事サイクルにも配慮した長期的視点に立った人材の確保・育成を図る必要があります」としています。

しかし、事業全体を民間に委託してしまえば、職員の技術の向上どころか技術継承ができなくなり、民間事業者の運営をチェックすることもできなくなってしまいます。

こういう状況では、公共性を担保することはできなくなります。

そこで、知事に伺います。水道のコンセッション方式の導入について、他都市での論議の状況やそこで示されている課題、またフランスなど諸外国で水道事業の再公営化が図られている現状をどうとらえているのか伺います。

また、安全で安価な水を公共が責任を持って提供することが大切であり、県内でコンセッション方式を促進することはせず、各自治体に対しての技術支援や、水道料金の値上げを抑えるために水道管の老朽化、耐震化などの補助制度の拡充を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、コンセッション方式の課題と導入についてです。

水道事業の経営基盤強化策の一つであるコンセッション方式の導入については浜松市が検討していましたが、国民全体として理解が進んでいないため、現時点では導入を進めていくのは困難であると判断したと承知しています。また、フランスのパリなどコンセッション方式を導入した都市では水道料金の高騰、水質の悪化、モニタリング体制の不備などの課題があったと聞いています。

こうした課題を踏まえて、国は今回の水道法改正において、例えば条例であらかじめ料金の上限を設定し、民間事業者はその範囲内でしか料金を設定できない仕組みなど様々な工夫をしており、現在法施行に向けて詳細な制度設計をしていると承知しています。

そうした中で、県営水道や県西地域においては経営基盤の強化を図ることが喫緊の課題であることから、まずはコンセッション方式には依らず広域連携を進めていきたいと考えています。

水道事業者への技術的な支援については、県企業庁や横浜市、川崎市といった大規模な水道事業者が中小の事業者を支援することは有効な手段だと考えます。また、県は国の交付金を活用して浄水場、配水池や水道管の耐震化を支援していますが、今後も国に対し交付金がより活用しやすくなるような補助の拡充などを提案し、水道事業の基盤強化に向けた支援を行ってまいります。

【4】米軍人・軍属などによる薬物事件への対応について

井坂議員：質問の第4は、米軍人・軍属などによる薬物事件への対応についてです。

ここ数年米軍にかかわる事故や事件が続いていますが、その中でも麻薬や大麻に関係する事件が相次いでいます。

報道によれば、2016年には軍属の男性が大麻を所持していたとして横浜市内で逮捕され、有罪判決が出されています。また、2017年には米海軍横須賀基地に勤務する軍属の家族が大麻を密輸したとして有罪判決。2018年には横須賀基地所属の軍人10人以上が麻薬の密輸などにかかわり、米海軍自身が基地内で薬物が広がっていると見て捜査し、県警とともに米軍人ひとりを書類送検しています。

この事件では、調達役だったと見られるロナルド・レーガン乗組員は、2017年、2018年に2回、2種類の麻薬を合計約18グラム、カナダから国際郵便で密輸したと見られるとのこと。そして、この人物は基地の外に住んでおり、自宅からは麻薬とは別に危険ドラッグと見られるものも見つかっており、インターネットで日本人と売買していた可能性もあるとのこと。

また、2018年8月には、米海軍横須賀基地内で18歳のアメリカ国籍の大学生が高校生5人に大麻を譲り渡したとして大麻取締法違反で書類送検され、高校生5人も書類送検されました。この18歳の大学生は、10人ぐらいの高校生に大麻を販売したことがあると話しているとの報道もあります。

さらに、11月には、原子力空母ロナルド・レーガンの乗組員15人が薬物使用の疑いで米海軍犯罪捜査局の捜査を受けていると報道され、その内14人が原子炉にかかわる部門に所属していたとのことで、驚きが広がっています。

この状況から米軍関係者による大麻や麻薬の事件が横行していると思われ、この事態を見過ごすことは到底できません。

そこで知事に伺います。県として米軍人・軍属などによる薬物事件が相次いでいることに対して個々の事案に応じて文書による抗議を行うとともに再発防止と教育の徹底を要請するべきと考えますが、どのような対応を行ったのでしょうか、伺います。

以上で、一問目の質問とさせていただきます。

黒岩知事：最後に、米軍人・軍属などによる薬物事件への対応についてお尋ねがありました。

米軍人等による犯罪は、薬物犯罪を含めあってはならないものと認識しています。そこで、米軍人等の犯罪については、私が会長を務める神奈川県基地関係県市連絡協議会を通じて犯罪を未然に防止するための実効性のある対策を講じるよう、文章で要望しています。

さらに、実際に薬物事件が発生した際には、規律の厳正な保持や教育訓練の徹底などを米軍に働きかけるよう国に要請しています。引き続き、米軍人等による薬物事件について再発防止の徹底などの適切な対応を求めてまいります。答弁は以上です。

<再質問>

井坂議員：最後に薬物事件での対応についてですが、渉外知事会で要望を出しているということですが、やはり一般的にはなくて個々に具体的にやっぱりやっていかなきゃいけない。5月のロナルド・レーガンの乗組員の麻薬事件については、横須賀市は文書でこのことについて要請をしているということで、県としては文書で要請してないと思うんです。

やっぱりこういうところにしっかりと対応しなきゃいけないと思いますので、こういう対応で良かったのかどうか、そのことを聞かせていただきたいのと、やっぱりこういう事件の時にもっと県が率先して対応するべきではないかと思っておりますので、その点について聞かせていただきたいと思っております。以上です。

黒岩知事：次は、米軍人等による薬物事件発生した場合の対応についてであります。

このような薬物事件が発生した際には、県民生活への影響や事件の重大性などを考慮して、要請の内容や方法を判断してまいります。今後も県民生活への影響などを考慮し、適切に対応してまいります。答弁は以上です。

《意見・要望》

井坂議員：最後に意見・要望を述べさせていただきます。

私たちはもっと、今日質問もしましたけれども、住民の生活に根差した、住民の要望が強い事業にぜひ予算を振り向けていただきたいというふうに思っています。今回取り上げた医療費の助成制度の拡充や国民健康保険料の均等割の軽減も、その一つだと思います。

ぜひ、財源の問題も今回取り上げましたけれども、財政運営のあり方を見直せば住民の要望を実現するための財源はつくり出せると、この質問でも質問させていただきました。ぜひ、知事におかれましては、こういう住民の要望を実現するというところにもっと予算を振り向けるようにしていただきたいということを最後に申し述べて、私の質問を終わります。